

## 随意契約理由書

件名	桜木町2丁目歩道設置工事	
契約の相手方	株式会社 住田建設	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当	
随意契約の理由	<p>本工事は制限付一般入札に付したが、初回予定価格超過、再入札後は応札者がいなかったため、令和元年12月13日に不調打切となった。</p> <p>本工事現場周辺は狭隘な道路が多く、歩車分離されていない道路内で歩行者と車両が錯綜している状況にある。また、周辺には幼稚園や学童保育があり、小学校の通学路ともなっていることから、歩行者の安全性確保のため早急に歩道整備を行う必要がある。</p> <p>そこで、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」に該当することから、上記請負人と随意契約し速やかな現場着手を図ることとする。</p> <p>上記請負人は、街路築造工事に関して十分な実績を有しており、かつ、本工事の初回入札に応じた唯一の業者であり、契約交渉を行ったところ合意が得られたことから、契約の相手方とするものである。</p> <p>以上から、早期着工に向け上記請負人と本工事を随意契約することとする。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局西部建設事務所	(電話番号 078-742-2424 )